

# 「地域社会における生活支援等」

中国残留邦人等とその配偶者及び2世・3世の方々が地域社会の一員として生き生きと暮らすことができるよう、次のような事業を実施します。

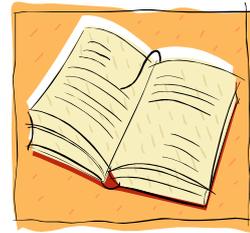
## 「地域における支援ネットワーク事業」

地域のボランティア団体等が実施している交流事業等に気軽に参加できるよう環境づくりを行います。



## 「身近な地域での日本語教育支援事業」

お住まいの周辺や地域にある日本語教室等において、日本語を学習する機会を提供するとともに、目標に向けて学習の支援や助言を行います。



## 「自立支援通訳等の派遣及び巡回健康相談支援事業」

言葉の問題や生活習慣等の違いなどから、日常生活上の様々な困難を抱えている方々に対し、  
①日常生活上の相談や助言  
②公的機関等のサービス利用時の通訳の派遣  
③2世・3世への就労相談  
④医療や食生活などの健康相談等の支援を行います。



- ◇ 「地域における生活支援等」については、お住まいの市区町村によって事業の内容が異なります。
- ◇ 本事業への参加を希望する方は、お住まいの都道府県、市区町村の援護担当課へご相談下さい。